

令和7年第9回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年9月22日（月）午前9時30分

2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター

3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子		
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 17名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清		
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

15番委員	星 俊典				

欠席した農地利用最適化推進委員 1名

9番委員	平塚 与八				

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	加藤 高弘	副主幹	星 圭一郎
主事	渡部 由華子				

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	相田 千春	主事	兼子 唯杜		
----	-------	----	-------	--	--

議長（会長）	只今より、令和7年第9回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員 17 番・手代木 久司委員、同じく 18 番・佐々木隆夫委員、以上 2 名の方をご指名申し上げます。 （※議事参与の制限により退席） 農地利用最適化推進委員 16 番 高橋 一美 委員
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 2 ページをお開きください。 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、神指班担当委員より 1 番について報告願います。
（農業委員 3 番） 古川 正俊 委員	農業委員 3 番古川より、議案第 34 号の 1 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1 番の案件は農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9 月 18 日午前 9 時から、神指班委員 2 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より 2 番と 3 番について報告願います。
（推進委員 4 番） 長谷川 幸栄 委員	推進委員 4 番長谷川より、議案第 34 号の 2 番と 3 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2 番と 3 番の案件は農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 現地調査は、9 月 16 日午前 9 時から、川南班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より 4 番と 5 番について報告願います。
（農業委員 8 番） 二瓶 正貴 委員	農業委員 8 番二瓶より、議案第 34 号の 4 番と 5 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4 番の案件は親族間での名義変更による所有権の移転について、5 番の案

	件は農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月21日午前9時から、日橋班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より6番について報告願います。
（推進委員1番） 長谷川 泰道 委員	推進委員1番長谷川より、議案第34号の6番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 6番の案件は新規就農者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、9月14日午前9時から、堂島班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はありませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の10ページをお開きください。 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、日橋班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員8番） 二瓶 正貴 委員	農業委員8番二瓶より、議案第35号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。この案件につきましては、駐車場等を整備するため、所有権を移転するものです。 農地区分は第1種農地ですが、「集落接続事業」に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、9月18日午前11時40分から、農地部3名、日橋班委員3名、事務局2名の計7名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長の調査報告を求めます。
（農地部長）	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いも

折笠 康裕 委員	のとしてご報告いたします。
議長（会長）	日橋班担当委員及び農地部長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 12 ページをお開きください。 議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について でありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 7 年 8 月 29 日付け、7 農政第 769 号にて会津若松市長より意見を求められております。詳細につきましては、農政部よりご説明申し上げます。
議長（会長）	次に、農政部の詳細説明を求めます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 36 号農用地利用促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 9 月総会の案件は、農地中間管理権の新規設定が 1 件となり、対象となる地域計画のエリアは神指地区です。 13 ページをご覧ください。農地中間管理権の新規設定となります。 件数につきましては、神指地区 1 件になります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政部の説明が終わりました。 それでは、神指班において事前の確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合にはご報告をお願いします。 （なし の声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （あり の声あり）
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	挙手 農地利用最適化推進委員 18 番 奈良橋 渉 委員 賃借料について、10a あたり 22,000 円と高めだが、なぜ、この金額になったのかを教えてください。
農政部農政課 （推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	当事者間で決定したため、金額設定の詳細は伺っておりません。 米の値段も上がっている中、農業委員会で毎年出している賃借料情報にも影響してくるが、それを考えた上でこの金額になっているのか。
農政部農政課	農政課ではそこまでの確認は行っておりません。

議長（会長） （推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	この案件については当事者間での合意で、この賃借料に決定したとのことだが、奈良橋委員は、これが米価が上昇したら賃借料も上がるのではないかとということか。 農業委員会で賃借料を集計・公表しているが、それを考慮した上で、この金額にしてきたのかを農政課に伺いたい。今後、当事者間で値段を上げたり下げたりし契約していくと、農業委員会で平均賃借料を集計する必要がなくなるのではないかと。農政課には、平均賃借料に則った金額でやってもらいたい。
農業委員会事務局	奈良橋委員のご懸念は、理解いたします。しかし、今ほど農政部農政課からの説明があったとおり、当事者間が理解した上での賃借料での中間管理権の設定であります。現在、議案にあがっているのは案件の内容に異議があるかどうかでございます。 基本、今後の賃借料のあり方については、米価の動向等も含めて、様々な要素を加味して当事者間で協議がなされると思うので、農業委員会のお示しする賃借料の目安が不要になるかの理解には、現時点では至っておりません。引き続き、農業委員会の中で、今後の方向性、動向をよく協議しながら考え方をまとめていく必要があると思いますので、ご理解、ご協力おねがいいたします。
議長（会長） （農業委員 12 番） 折笠 康裕 委員	他に、ご質問等はございませんか。 挙手 農業委員 12 番 折笠 康裕 委員 農地中間管理権の貸借期間が 5 年間に設定されていますが、貸付期間は 10 年以上の規定から変わったのでしょうか。
農政部農政課	以前は原則 10 年の貸付期間でお願いをしていたが、公社から最短 5 年に変更した旨の報告がありました。そのため、こちらの案件は最短の期間になります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について は、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。 次に、議案第 37 号 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書案について を議題とし、利用集積推進部長の説明を求めます。
（利用集積推進部長） 渡邊 直也 委員	本日の総会資料の 14 ページをお開き願います。 議案第 37 号、令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書案についてご提案申し上げます。 この案件は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づく意見書を、会津若松市長に対して提出しようとするものであり、これまで、利用集積推進部や遊休農地対策部、さらには先月の第 8 回全員協議会において協議してきた経過にあり、本日、別紙案のとおり上程しますので、ご審議方よろしく願います。 なお、本総会で議決をいただければ、10 月 30 日木曜日、午後 1 時 30 分から会津若松市長に対し意見書を提出、同日午後 1 時 50 分から会津若松市議会

	議長に対し意見書の具現化について支援を要請する予定となっております。 提案理由の説明は以上であります。
議長（会長）	利用集積推進部長の説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 37 号 は原案のとおり提出するものと決せられました。 なお、市長への意見書の提出につきましては、利用集積推進部長より報告がありましたとおり、10 月 30 日に役員で対応してまいります。 また、農業情勢等の変化により、意見書の表現内容に係る軽微な修正については、私にご一任くださるよう了承方お願いいたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、 報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第 32 号 農地転用に関する工事完了報告について、 報告第 33 号 各種証明に係る交付事務について、 報告第 34 号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る修正について、 事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の 15 ページをお開きください。 報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 6 案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、総会資料の 17 ページをお開きください。 報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの 2 案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 20 ページをお開きください。 報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し、同条第 2 項により報告するものであります。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法上の意見が付されております。 次に、総会資料の 22 ページをお開きください。 報告第 32 号 農地転用に関する工事完了報告について、ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第 4 条第 7 項及び第 5 条第 3 項の規定により提出された農地転用に係る工事完了報告書につ

議長（会長）	いて、事実と相違ないことを確認できたことから、報告するものであります。 次に、総会資料の 26 ページをお開きください。 報告第 33 号、各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第 2 項により報告するものであります。 次に、総会資料の 28 ページをお開きください。 報告第 34 号 会津若松農業振興地域整備計画の変更案に係る修正について、ご報告いたします。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、令和 7 年 7 月 23 日の第 7 回総会において議決しました会津若松農業振興地域整備計画の変更案について、令和 7 年 8 月 19 日付け、7 農政第 727 号にて会津若松市長より修正する旨の通知がありましたので報告するものであります。 報告は以上です。 報告第 29 号から 34 号については、報告のとおりご了承願います。 以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午前 9 時 55 分閉会を宣言する）
--------	---

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 7 年 9 月 24 日

会津若松市農業委員会 会長	渡 部 政 美
農業委員 17 番	手代木 久 司
農業委員 18 番	佐々木 隆 夫